

砺波市告示第352号

砺波市地域クラブ参加費用支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

砺波市長 夏 野 修

砺波市地域クラブ参加費用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、砺波市補助金等交付規則第26条の規定に基づき、砺波市地域クラブ参加費用支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、学校部活動の地域移行に伴い、中学生に対してスポーツ、文化芸術等の活動の場を提供する団体（市から登録承認を受けたものに限る。以下「地域クラブ」という。）に経済的な理由により参加が困難と認められる者の保護者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内の中学校に在籍する生徒の保護者であって、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 砺波市就学援助費支給要綱（平成18年砺波市告示第49号）第5条の規定による就学援助の認定を受けていること。
- (2) 当該生徒が地域クラブに参加していること。

(補助金の対象経費等)

第4条 補助金の対象経費、補助金額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、砺波市地域クラブ参加費用支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 就学援助の認定を受けていることを証する書類
- (2) 領収証等支払いを証するもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、4月から9月までの経費については9月に、10月から翌年3月までの経費については3月に申請するものとする。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、砺波市地域クラブ参加費用支援補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）により、申請者に交付の決定及び額の確定を通知し、補助金を交付するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金額	補助限度額
地域クラブに納める入会金	補助対象経費に 2分の1を乗じて 得た額	年間3,000円
地域クラブに納める会費		年間12,000円
地域クラブの活動において必要となる 用具類等の購入に係る費用		年間10,000円
地域クラブとしての活動における傷害 保険等の加入に係る費用	補助対象経費に 10分の10を 乗じて得た額	年間1,000円

備考 補助金額に小数点以下の端数があるときはこれを切り捨てる。